

2024年5月22日の期日の4つの「はて？」

原告太田ら代理人・後発弁護団団長 弁護士 池田直樹

今、朝の連続テレビ小説で、日本初の弁護士で日本初の判事になった三淵嘉子をモデルにした「虎に翼」を放送している。伊藤沙莉演じる主人公の寅子が、何か問題にぶつかったときに、「はて？」というセリフが飛び出す。

当方が準備した120頁を超える図や写真入りの準備書面の説明の20分を含めて、合計90分近くかかった今回の弁論準備期日は、弁護士37年目の私にとっても、印象に残るものだったが、そこで4つの「はて？」にぶつかった。

まずは、多くの原告を擁する先行弁護団が、被告T社のN氏に対する請求を、受任している多数の原告全員の同意を取り付けて取り下げると表明した点である。先行弁護団長は、住所がわからないT社のT代表取締役については、公示送達という裁判所に書類を張り出す手段をとってなお責任を追究すると述べた。訴訟提起時に既に亡くなっていたS社のG氏についても相続調査して、もし相続されていれば相続人に対して訴訟を続けると表明した。ところが支障なく訴訟が進んでいるN氏については今後早急に訴えを取り下げるというのである。

しかし、もし28名の命を奪った大量の土砂を「凶器」にたとえ、それを用意した「犯人」を3人だけ挙げよ、と言われれば、N氏は、A氏・C氏と並ぶ最大の責任者候補である。彼は土砂等を赤井谷に捨てたS社とT社の取締役で現場担当者であった。

少し詳しく述べると、N氏は、①S社が2007年3月から赤井谷に巨大な第1堰堤と第2堰堤を作る計画を熱海市に届け、現実に土砂や廃棄物を投棄したときの現場担当（常駐）だった。②2009年2月以降、T社が担当した市内の解体廃棄物の赤井谷への投棄に関与した。さらに、③2010年6月末にC氏が撤退した直後、赤井谷に土砂を入れたいと市に申し入れて断れたにもかかわらず、8月半ばから廃棄物混じりの残土を大量に捨てて8～9段、45mくらいの巨大残土処分場にした主たる責任者とされる（県報告書。ただし、この点はC氏とN氏の言い分は衝突している）。その後、N氏は、沈砂池の復旧などの対策工事を行っていたが、2011年10月には途中で工事を放り出して、重機ごと現場から引き揚げた。

仮に、個人の被告らをいちいち相手にすることは、審理の効率性が悪いというのであれば、とっくに亡くなっていたG氏、送達すらできないT氏らこそ最初の取り下げの対象だろう。また、損害賠償請求してもお金を回収できない可能性については、同じ状況にある他の個人への裁判を維持している中、なぜN

氏だけを特別扱いするのかわからない。しかも、この裁判の意味はお金だけではない。

真相解明のキーを握る重要人物であるN氏に対する取下げをこのタイミングで行うことは、時効によりNの責任を免除することに等しいし、証言も得られなくなる可能性もある。

真相解明を依頼されている我々後続弁護団としては、これほど重要なキーパーソンについては、少なくとも今の段階で取下げはできないことは当日の記者会見でも強調した。私たちが検討した範囲では、現時点で、特にN氏の貢献によるとみられる有利な証拠は提出されていないように思う（見落としがあるかもしれないが）。仮に、情報の提供と引き換えに訴訟を取り下げて事実上の免責を与えるというN氏との合意によるものとすれば、このような合意とその履行は、一般論としては、相手方の要望を受けて原告らの不利益においてその利益を図る、実質的な利益相反行為になりうるから、弁護士倫理上、取下げすべき理由（本人の事件に果たした役割と位置づけ、提供を受けた情報とその裁判での利用とその役割、今回収可能性や他の被告を含めた訴訟効率、今後の協力の確保状況など）を示して、十分な説明と理解の上に立った個別同意書（インフォームドコンセント）をとる必要があると思われる。

第2の「はて？」は、被告熱海市の代理人が、わざわざ裁判官に向かって「こんな長い文書読めましたか、私は短縮版しか十分読めていません。」と皮肉まじりに問いかけたうえで、当方の文書が大部すぎて代理人のキャパではとても次回7月までには反論の対応ができない、あるいは、後発弁護団が先発弁護団と異なる主張をしているからなおさら時間がかかるとして、9月まででも反論しきれぬかどうかかわからないと述べたときに生じた。

文書が大量なうえ、原告側が割れた中で、後発弁護団が新しい主張も加えたことは、忙しい被告側代理人にとっての負荷を高めることはそのとおりだろう。しかし、組織力のある行政をバックにしながらか、「こんな文書に対応するには私が忙しすぎるので」と言わんばかりのニュアンスで延期を述べるのは、避難生活を強いられて少しでも早い解決を望んでいる被害者側に対して無神経といえないか（ちなみに、上記発言はその後、この間、対応に追われてきた行政の各担当者との再度のやり取りが十分に必要だからというまっとうな表現に修正された）。行政の内部手続上、一定の時間がかかることは理解しており、9月まで反論の締め切りが延びたことも結果的にはやむを得ないと思う。しかし、上記のような被害者側に対して無神経な発言には、「はて？」と首を傾げたくなる（自戒を込めてだが）。行政の代理人として税金を投じることになる賠償責任を徹底的に争うこと自体は当然である。しかし、同時に、少なくとも行政の社会的責任は明らかな事案で、過度に党派的な言辞はかえって行政への

信頼を損ねるのではないか。市民やマスコミの目を意識する必要がない非公開法廷が続くことが望ましくない理由の1つである。

第3の「はて？」は、被告M弁護団がもしM氏の責任が認められる場合に備えて、行政に対して求償するための訴訟ないし何らかの法的対応を今から準備すると述べたことである。M弁護団からすれば、S社から残土処分場を承継したのは、むしろ貧乏くじだと言いたいのかもしれない。確かに、危ないから早く逃げなさいという警告を出すのは行政の基本的責務だろう。しかし、危険な原因を放置した側が、警告の遅れを理由に、行政に対して先に損害賠償や求償をするとすれば、前代未聞である。例えるならば、急斜面に停車していた自分の車が勝手に暴走して被害を出したときに、早く逃げなさいと警告をしなかった警察の方が悪いと言って、被害者に弁償せざるを得なくなりそうなお金を先に警察に求償すると言っているようなものだと思ったのだが・・・。

最後の「はて？」は裁判の公開である。本裁判は民事と行政がそれぞれ別個に提起され、1つに併合された裁判であるが、それぞれ第1回期日の1度だけしか公開の裁判は開かれていない。次の7月は民事訴訟では何と2年ぶりの公開期日となる。その後の9月はまた非公開、11月は公開・非公開は未定である。

しかし、これだけ多くの犠牲が出た社会的に関心を引く事件の法廷が2年半に2回しか公開されず、法廷で何が起こったかは参加した各弁護士の伝え方次第というのは、そこに2度しか参加していない立場からも異常だと感じる。昨年12月に、後発弁護団として最初に行ったことは、裁判の公開の求める上申書の提出だった。

新しい裁判長は、審理計画を立て、できるだけ本年度中には責任原因の審理を終えたいとし、2か月に1度のペースで期日を入れるなど、審理を急ぐ姿勢を示しており、意欲的で有能な方だろうと思う。だからこそ、効率だけでなく、裁判に対する国民の信頼を確保するという裁判の公開の目的にそった適正な訴訟運営にも配慮して欲しいと願う。裁判がほぼ非公開で進むことは、実は私も含めて法律家にとって楽で便利な面がある。しかし、その裏で当事者や国民は、密室で物事が決められている、と期待と信頼を失いつつあるかもしれないのである。今回、私は、せめて2回に1回は公開の裁判にしてほしいということを法廷でしつこく述べた。

私は、通常、公開に適する社会的な事件であっても、進行中の事件についての意見を、記者会見やマスコミ取材以外で特に開示したことはないように思う。しかし、裁判制度の公正さを維持すべき点では弁護士もまた裁判所と同じ任務を国民やマスメディアに対して負っていると考えるので、あえて最後の「はて？」も含めて、ここに非公開であった前回の期日について、プロとして

どう感じたかの感想を記しておく。